

役員報酬等及び費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本食品衛生協会（以下この法人という）の定款第28条第1項の規定に基づき、役員報酬等並びに費用に関する必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第21条第1項に規定する理事及び監事とする。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、この法人を主たる勤務先とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、理事のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第1項第13号で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(役員報酬等の支給)

第3条 この法人は、常勤役員及び非常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員には、(別表1)役員報酬基準の第1号から第4号に基づき報酬を支給する。
- 3 非常勤役員には、常勤役員に準ずる役務の提供に対して、(別表1)役員報酬基準の第5号から第7号に基づき報酬を支給することができる。
- 4 非常勤役員及び監事が理事会並びに重要な会議へ出席したときは、(別表3)非常勤役員及び監事謝金基準に基づき、謝金を支給することができる。
- 5 常勤役員には、役員報酬以外に、賞与を年2回支給することができる。ただし、その額は、役員報酬基準の1.6ヶ月分を上限とし、理事長が理事会の承認を得て決定する。
- 6 常勤役員の退職にあたっては、その任務に応じ第5条に規定する退職金を支給することができる。

(報酬額の決定)

第4条 この法人の役員報酬月額、(別表1)役員報酬基準のとおりとし、1号から4号は主として前条第2項に該当する場合であり、5号から7号は前条第3項に該当する場合である。

- 2 各理事の報酬月額は報酬基準のうちから、理事会の承認を得て理事長が決定する。

3 監事の報酬は、総会において定められた役員報酬基準に基づき、監事の協議により決定する。

(退職金)

第5条 退職金は、常勤役員として円満に勤務し、かつ任期満了、辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとする。

2 常勤役員に対する退職金は、退任時に支給された役員報酬月額額の60%に相当する金額に、(別表2)常勤役員の退職金算出係数と在任年数を乗じた額を支給するものとする。ただし、その額は、2,000万円を上限とし、理事長が決定する。

3 在任年数の算定は、就任の日から退任の日までとし、1ヶ年未満の場合は月割で計算し、1ヶ月未満の場合はこれを1ヶ月に繰り上げて計算する。

(費用)

第6条 この法人は、役員等がその職務の遂行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は給与規程に準ずるものとする。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(準用)

第8条 役員報酬等の支払方法等については、給与規程に準ずるものとする。

(改正)

第9条 この規程の改正は、総会の議決により行うものとする。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て理事長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、この法人の設立登記があった日(平成25年4月1日)から施行する。

(別表1) 役員報酬基準(月額)

第1号 110万円以内

第2号	100万円以内
第3号	95万円以内
第4号	90万円以内
第5号	50万円以内
第6号	30万円以内
第7号	10万円以内

(別表2) 常勤役員の退職金算出係数

理事長又は副理事長	3.3
専務理事	3.2
常務理事	3.1
理 事	3.0
監 事	0.0

(別表3) 非常勤役員及び監事謝金基準

理事会への出席	2万円以内
重要な会議の出席	3万円以内